



鳥取県公報

平成16年 3月30日(火)

号外第42号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則(21)(管財課).....	2
	職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(22)(職員課).....	3
	地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を 改正する規則(23)(＃).....	5
	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を 改正する規則(24)(＃).....	5

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

- 1 公有財産台帳等については、当該台帳等に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもって、当該台帳等の作成に代えることができることとした。(第43条関係)
- 2 公有財産の取得等に係る事務手続終了報告書の提出については、電磁的方法をもって行うことができることとした。(第44条関係)
- 3 普通財産の貸付けのうち、その事務処理権限を地方機関の長に委任しているものに係る貸付けの事務手続に関する総務部長への協議を不要とすることとした。(第14条関係)
- 4 定期借地権を設定する場合の普通財産の貸付期間の上限を50年とすることとした。(第15条関係)
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 6 この規則は、平成16年4月1日から施行することとした。ただし、3及び4は、公布の日から施行することとした。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職に副校長及び主任教授を加えることとした。(別表関係)
- 2 技術吏員をもって充てる職に統括研究員を加えることとした。(別表関係)
- 3 この規則は、平成16年4月1日から施行することとした。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 公務上の災害の範囲及び通勤による災害の範囲を定めることとした。(新第2条の2、第2条の3関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第21号

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第5章 略 <u>第6章 雑則（第43条・第44条）</u> 附則 （行政財産の使用） 第9条 略 2 部長は、行政財産の使用の許可（ <u>鳥取県産業技術センター及び鳥取県立農業大学校に係るものうち、軽易なものを除く。</u> ）の事務手続をしようとするときは、総務部長に協議しなければならない。 3及び4 略 （普通財産の貸付け） 第14条 略 2 部長は、普通財産の貸付け（ <u>鳥取県産業技術センター及び鳥取県立農業大学校に係るものうち、軽易なものを除く。</u> ）の事務手続をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面により総務部長に協議しなければならない。 （1）～（11）略 3 略 4 <u>普通財産の貸付けは、鳥取県事務処理権限規則に定めるところにより、地方機関の長に委任する。この場合において、第2項の規定は、適用しない。</u>	目次 第1章～第5章 略 附則 （行政財産の使用） 第9条 略 2 部長は、行政財産の使用の許可の事務手続をしようとするときは、総務部長に協議しなければならない。 3及び4 略 （普通財産の貸付け） 第14条 略 2 部長は、普通財産の貸付けの事務手続をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面により総務部長に協議しなければならない。 （1）～（11）略 3 略

(貸付期間)

第15条 普通財産は、次に掲げる期間を超えて貸し付け
てはならない。

- (1) 建物の所有を目的とするための土地及びその従物の貸付け 30年(借地借家法(平成3年法律第90号)第22条の規定による借地権の設定をする場合にあっては、50年)

(2)及び(3) 略

2 略

第6章 雑則

(電磁的記録による作成)

第43条 第35条第1項に規定する公有財産台帳(同条第2項の規定による添付書類を含む。)第36条から第39条までに規定する帳簿及び第40条の規定による報告書(以下この条において「台帳等」という。)については、当該台帳等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務部長が定めるものをいう。次条第1項において同じ。)の作成をもって、当該台帳等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該台帳等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第44条 第40条に規定する報告書(以下この条において「報告書」という。)の提出については、当該報告書が電磁的記録をもって作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって総務部長が定めるものをいう。次項において同じ。)をもって行うことができる。

2 前項の規定により報告書の提出が電磁的方法によって行われたときは、当該報告書の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(貸付期間)

第15条 普通財産は、次の各号に掲げる期間を超えて貸し付けてはならない。

- (1) 建物の所有を目的とするための土地及びその従物の貸付け 30年

(2)及び(3) 略

2 略

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第14条に1項を加える改正及び第15条第1項第1号の改正は、公布の日から施行する。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第22号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則（昭和39年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <p>（1）事務吏員又は技術吏員をもって充てる職</p> <p>部長・理事監・次長・参事監・防災監・行政監察監・課長・所長（第3号に掲げるものを除く。）・副所長・局長・副局長・室長・院長（第3号に掲げるものを除く。）・園長・場長・館長・校長・事務局長・副校長・参事・主査・検査監・検査専門員・用地専門員・主任教授・課長補佐・室長補佐・局長補佐・分室長・支所長・副検査専門員・教授・講師・主幹・主任監察員・用地主幹・主計員・係長・企画員・大山地域振興企画員・副主幹・監察員・秘書・教務主任・企業診断員・検査専門員補・小作主事・主任・精神保健福祉士・土地調査員・環境衛生指導員・医療監視員・薬事監視員・毒物劇物監視員・麻薬取締員・防疫員・保安管理員・液化石油ガス検査員・肥料検査員・漁業監督吏員・道路監理員・河川監理員・砂防管理員・建築主事・建築監視員・公営住宅監理員・出納員・分任出納員・会計員・企業出納員・現金取扱員・現業主幹</p> <p>（2）略</p> <p>（3）技術吏員をもって充てる職</p> <p>院長（病院の院長に限る。）・所長（保健所の所長に限る。）・センター長・統括研究員・専門研究員・研究技監・医長・副医長・技幹・総看護師長・看護師長・隊長・副隊長・分場長・科長・試験地長・特別研究員・農業専門技術員・生活改良専門技術員・林業専門技術員・水産業専門技術員・助教授・地区主任林業改良指導員・船長・機関長・漁ろう長・機械技師・電気技師・無線技師・電話技師・教官・研究員・衛生技師・医師・歯科医師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・理療師・看護師・准看護師・保健師・栄養士・歯科衛生士・診療放射線技師・言語聴覚士・食品衛生監視員・家庭用品衛生監視員・と畜検査員・狂犬病予防員・栄養指導員・隊員・商工技師・職業訓練指導員・農林技師・改良普及員・造園技師・地方種畜検査委員・家畜防疫員・林業改良指導員・森林害虫防除員・水産技師・水産業改良普及員・魚類防疫員・機関士・航海士・通信士・船員・土木技師・建築技師・車庫長・車庫主任・自動車整備士・運転士・交換手・技工・工業技手・畜産技手・道路技術員・ボイラ技士・機械技手・調理</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>（1）事務吏員又は技術吏員をもって充てる職</p> <p>部長・理事監・次長・参事監・防災監・行政監察監・課長・所長（第3号に掲げるものを除く。）・副所長・局長・副局長・室長・院長（第3号に掲げるものを除く。）・園長・場長・館長・校長・事務局長・参事・主査・検査監・検査専門員・用地専門員・課長補佐・室長補佐・局長補佐・分室長・支所長・副検査専門員・教授・講師・主幹・主任監察員・用地主幹・主計員・係長・企画員・大山地域振興企画員・副主幹・監察員・秘書・教務主任・企業診断員・検査専門員補・小作主事・主任・精神保健福祉士・土地調査員・環境衛生指導員・医療監視員・薬事監視員・毒物劇物監視員・麻薬取締員・防疫員・保安管理員・液化石油ガス検査員・肥料検査員・漁業監督吏員・道路監理員・河川監理員・砂防管理員・建築主事・建築監視員・公営住宅監理員・出納員・分任出納員・会計員・企業出納員・現金取扱員・現業主幹</p> <p>（2）略</p> <p>（3）技術吏員をもって充てる職</p> <p>院長（病院の院長に限る。）・所長（保健所の所長に限る。）・センター長・専門研究員・研究技監・医長・副医長・技幹・総看護師長・看護師長・隊長・副隊長・分場長・科長・試験地長・特別研究員・農業専門技術員・生活改良専門技術員・林業専門技術員・水産業専門技術員・助教授・地区主任林業改良指導員・船長・機関長・漁ろう長・機械技師・電気技師・無線技師・電話技師・教官・研究員・衛生技師・医師・歯科医師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・理療師・看護師・准看護師・保健師・栄養士・歯科衛生士・診療放射線技師・言語聴覚士・食品衛生監視員・家庭用品衛生監視員・と畜検査員・狂犬病予防員・栄養指導員・隊員・商工技師・職業訓練指導員・農林技師・改良普及員・造園技師・地方種畜検査委員・家畜防疫員・林業改良指導員・森林害虫防除員・水産技師・水産業改良普及員・魚類防疫員・機関士・航海士・通信士・船員・土木技師・建築技師・車庫長・車庫主任・自動車整備士・運転士・交換手・技工・工業技手・畜産技手・道路技術員・ボイラ技士・機械技手・調理師・調理員・</p>

師・調理員・農業技手・林業技手・医療助手・検査
助手

農業技手・林業技手・医療助手・検査助手

附 則

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

地方公営企業法第39条第 2 項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第23号

地方公営企業法第39条第 2 項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第 2 項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和40年鳥取県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第 2 項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。 （ 1 ） 企業局 ア 略 イ 事務所 （ア） 略 （イ） 次長 （ 2 ） 略	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第 2 項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。 （ 1 ） 企業局 ア 略 イ 事業所 （ア） 略 （イ） 次長（ <u>管理所の次長を除く。</u> ） （ 2 ） 略

附 則

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第24号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(公務上の災害の範囲) 第2条の2 <u>公務上の災害の範囲は、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）第1条の2の規定の例による。</u></p> <p>(通勤による災害の範囲) 第2条の3 <u>通勤による災害の範囲は、地方公務員災害補償法施行規則第1条の3の規定の例による。</u></p> <p>(日常生活上必要な行為) 第2条の4 略</p> <p>附 則 1～7 略 8 障害加重の場合の障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1) 略 (2) 加重前の障害の程度が条例別表第2に定める第8級以下の等級に該当する場合 加重後の障害の等級に応じそれぞれ条例附則第2条の2の表の右欄に掲げる額に、当該障害補償年金に係る地方公務員災害補償法施行規則第27条の規定の例による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の程度に応ずる条例第8条の規定による金額で除して得た数を乗じて得た額 9～21 略</p> <p>様式第14号（第11条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px;"></div>	<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(日常生活上必要な行為) 第2条の2 略</p> <p>附 則 1～7 略 8 障害加重の場合の障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1) 略 (2) 加重前の障害の程度が条例別表第2に定める第8級以下の等級に該当する場合 加重後の障害の等級に応じそれぞれ条例附則第2条の2の表の右欄に掲げる額に、当該障害補償年金に係る地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）第27条の規定の例による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の程度に応ずる条例第8条の規定による金額で除して得た数を乗じて得た額 9～21 略</p> <p>様式第14号（第11条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px;"></div>

〔注意事項〕

1～8 略

9 実施機関又は鳥取県公務災害補償等審査会から報告又は出頭等を求められたとき、その報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず又は医師の診断を拒んだ者は、条例第24条の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。

〔注意事項〕

1～8 略

9 実施機関又は鳥取県公務災害補償等審査会から報告又は出頭等を求められたとき、その報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず又は医師の診断を拒んだ者は、条例第24条の規定により、10万円以下の罰金に処せられます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

